

# 育児休業代替（任期付）職員【世界遺産課】

## 1 募集区分、合格予定人員、受付期間等

募集区分	育児休業代替（任期付）職員	合格予定人員	1人程度
受付期間	令和元年9月4日（水）～令和元年9月13日（金）		
受験資格	平成9年4月1日までに生まれた人		
職務の概要	市民協働環境部世界遺産課活用係 (1) 海の道むなかた館の管理全般 (2) ボランティア学芸員に関する業務全般 (3) 各種体験学習の企画運営 (4) ミュージアムコンサート、むなかたものづくり展等イベントの企画運営 (5) 大島交流館の管理全般		
任期（予定）	令和元年10月31日～令和2年12月24日 ※任期は、職員の産前産後休暇及び育児休業の取得期間に応じます（職員の育児休業取得期間が延長された場合、任期延長の打診を行う場合があります）。最初の4か月程度は、臨時的任用職員として採用し、その後任期付職員に身分が変更されます。また、任期付職員は、原則として最初の6か月間は条件付採用となります。		
試験日程	令和元年9月20日（金） ※試験時間等の詳細は、別途お知らせします。		
会場	宗像市役所 ※車をご利用の際は、宗像市役所の駐車場をご利用ください。		
試験内容	SPI3による能力検査及び性格検査（60分程度） ※平成30年9月以降に、宗像市でSPI3を受けている人は、免除することができます（申込みの前に、人事課へ確認を）。		
	面接（人柄、知識、意欲等をみる試験）		

(1) 上記のほか、次のいずれかの要件を満たす必要があります。ただし、②及び③に該当する人は採用後、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

- ①日本国籍を有する人
- ②出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による永住者
- ③日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

(2) 次の事項に該当する人は受験できません。

- ①成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③宗像市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(3) 試験会場内では携帯電話等の使用を禁止します。試験会場入場前に必ず電源を切ってください(マナーモード、ドライブモードも不可)。

- (4) 各試験はすべて日本語による出題、質問で行います。それに対する回答、解答、応答は、すべて日本語で行います。また、SPI3はパソコンで実施し、点字及び拡大文字による試験は行いません。

## 2 受験手続

必要書類	履歴書（写真貼付。市販のもの）	※提出された書類は、合格者を除き、試験合格者発表後に破棄します。
	職務経歴書（任意様式）	
受付締切	令和元年9月13日（金）午後5時	
窓口による受付	午前8時30分から午後5時まで、人事課で受付（場所は「5問合せ先」参照） ※土曜日・日曜日・祝日は、受け付けません。	
郵送による受付	特定記録郵便又は簡易書留郵便で、封筒の表面左下に「育児休業代替職員採用試験申込書在中」と朱書きし、人事課あてに送付。受付締切日の午後5時必着。（送付先住所は、「5問合せ先」参照）	

## 3 合格から採用まで

合格発表（予定）	令和元年10月1日（火）
発表方法	1. 宗像市ホームページに合格者の受験番号を掲示 2. 合格者にのみ郵送で通知

※ 電話による可否の問い合わせは受け付けません。

※ 試験結果の内容については、宗像市個人情報保護条例に基づき、受験者本人のみ開示請求することができます。開示請求の期限は、令和2年3月31日（火）までです。請求する場合は、本人確認のため、顔写真付きの公的書類の提示が必要です。

## 4 勤務条件・給与等

宗像市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年宗像市条例第42号）、宗像市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年宗像市条例第21号）に基づいて支給されます。

給料	187,700円（平成31年1月1日現在の給料月額） ※ 上記給料例は、条例等の改正により変動する場合があります。 ※ 昇給はありません。
諸手当	地域手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務等手当、期末手当、勤勉手当などがそれぞれの規定に基づいて支給されます。ただし、臨時的任用職員として任用されている期間は、地域手当、通勤手当、時間外勤務等手当のみの支給となりますのでご了承ください。
勤務時間	（1） 8：30～17：00、（2） 9：45～18：15 ※（2）は月に2、3回程度。基本的に正規の職員と同じ勤務形態となります。
休暇等	年次有給休暇のほか、病気休暇、特別休暇（夏季休暇、忌引休暇等）があります。ただし、育児休業代替任期付職員は、育児休業を申請することはできません。

問合せ先

〒811-3492

福岡県宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市 総務部 人事課 （TEL 0940-36-5051）